

(共 産 党)

働き方改革関連法の廃止についての意見書（案）

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」は、本年の 6 月 29 日に参議院本会議で可決されて成立したものの、国会での審議は極めて不十分であった。

労使で決めた時間を労働したものとみなす「裁量労働制」の対象の拡大については、労働政策審議会に提出された資料のデータがねつ造されていたことが明らかになり、同法の検討段階の案から削除された。

しかしながら、同法には、月 100 時間までの残業を可能にする「上限規制」、残業代をゼロにする「高度プロフェッショナル制度」の導入が含まれている。

このうち、「高度プロフェッショナル制度」は、労働時間規制から外れ、年休 104 日、4 週 4 日間の休暇を義務付けるものの、1 日の労働時間の規制がなくなり、最大 48 日間連続で働かせができるようになるものである。

また、対象者は平均年収の 3 倍を超える 1,075 万円以上の労働者とされているが、常態化する残業代も含めることができ、基本給が 500 万円から 600 万円程度でも対象になる。

過労死や過労自殺に追い込まれる労働者が後を絶たない日本において、「働き方改革」の名でさらなる長時間・過密労働を可能にする法律を、誤った資料やデータを基に成立させたことは許されない。

よって、国におかれでは、働き方改革関連法を廃止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年　　月　　日

議　　長　　名